

志布志市やっちくふるさと村 指定管理者募集要項



志布志市役所 松山支所 産業建設課 産業建設グループ

〒899-7692

鹿児島県志布志市松山町新橋 268 番地

TEL 099-487-2111 内線 252

FAX 099-487-2593

E-mail sangyoukensetsu3@city.shibushi.lg.jp

URL <https://www.city.shibushi.lg.jp>

志布志市やっちくふるさと村指定管理者募集要項

志布志市では、志布志市やっちくふるさと村（以下「ふるさと村」という。）の設置目的に沿った管理運営を効果的・効率的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年志布志市条例第193号)第2条の規定により、指定管理者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称 志布志市やっちくふるさと村
- (2) 所在地 志布志市松山町新橋 1526 番地 1
- (3) 設置目的 地域の資源及び特産品の有効活用、ふるさと情報の発信並びに市内外の住民との交流及び連携による活力ある地域づくりに寄与する。
- (4) 施設概要 やっちくふるさと館、宿泊施設等（詳細は別紙業務仕様書参照）
- (5) 利用状況（宿泊施設）

年度	営業日数	宿泊利用者数	利用金額
令和5年度	364日	21人	11.6千円
令和6年度	365日	49人	41.1千円

- (6) 運営状況 別紙利用状況集計表（H27～R6）のとおり

2 管理運営の基本方針

- (1) 指定管理者は、市民及び観光客が広く利用する公の施設としての性格を十分認識して、利用者にとって快適な施設の環境づくり及び利用の促進を目指してください。
- (2) 施設は、「道の駅松山」を兼ねる施設であるので、道路利用者への良好な休憩の場を提供するほか、設置目的に沿った管理運営を行ってください。
- (3) 指定管理者は、経営改善・業務改善を常に目指して創意工夫を図り、収益率及び集客力の向上を図ってください。
- (4) 指定管理者は、地域産業の振興と雇用の増大を図るようにその管理運営を行い、また関係団体と連携して観光振興を図ってください。
- (5) 施設の管理については、日常又は定期的に必要な保守点検を行うとともに最良の状態を維持し利用者の安全の確保に努めてください。
- (6) 利用者が「もう一度訪れたい」と感じるような親切、丁寧な対応、施設運営に努めてください。

3 指定管理者が行う業務の範囲（詳細は別紙業務仕様書参照）

- (1) ふるさと村の利用の許可に関する業務
- (2) ふるさと村の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ふるさと村の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

4 指定管理の事前準備及び原状復帰について

- (1) 事前準備に伴う費用負担
ア 指定管理を行うための施設の整備、改修及び準備については市の事前承認を経て指定管理者の負担で実施すること。
- (2) 管理期間終了後の原状復帰
ア 指定管理期間終了後は、指定管理者の負担で原状に復帰すること。（但し、市が認めた場合はそのままの状態を引き渡しても良い。）

5 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 休館日
ア 毎月の第4月曜日
イ 1月1日
- (2) 利用時間
ア やっちくふるさと館 午前9時から午後6時まで
イ 宿泊施設 利用開始日の午後4時から利用終了日の午前10時まで
- (3) 個人情報の取扱い
指定管理者は、志布志市個人情報保護条例（平成18年志布志市条例第15号）第6条の規定により、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者（従業者）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても同様とします。
- (4) 情報公開
指定管理者は、志布志市情報公開条例（平成18年志布志市条例第14号）第25条第1項の規定により、本施設の管理に関して保有する情報の公開に努めてください。
- (5) 関係法令等の遵守
指定管理者は、本施設の管理に当たっては関係法令等を遵守しなければなりません。

6 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないとするときは、指定を取り消す場合があります。

7 管理に要する経費

(1) 利用料金収入

本施設には、地方自治法第 244 条の 2 の規定による利用料金制を採用しますので、当該施設の利用料金は指定管理者の収入とします。

なお、利用料金は、志布志市やちくふるさと村条例（平成 18 年志布志市条例第 227 号）に定める範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て決定します。

(2) 指定管理料の上限

本施設の管理に要する経費は、利用料金収入、市が支払う指定管理料及びその他収入（レストラン或は物産館等の事業による収入）によって賄うこととします。このうち市が支払う指定管理料の金額は、下記に定める指定管理料基準額を上限としますので、申請事業者は年度ごとの金額を提案してください。

なお、指定管理料の金額は、事業計画書において提案のあった金額を踏まえ、年度ごとに市の予算の範囲内で指定管理者と協議を行い、「年度協定」で定めます。

指定管理料基準額（年間）7,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

8 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税、地方税等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にないこと。

9 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和 7 年 8 月 6 日（水）から同年 9 月 24 日（水）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで）
- (2) 配布場所 志布志市役所 松山支所 産業建設課 産業建設グループ（松山支所 1 階）
なお、配布期間中は、市ホームページからダウンロードできます。

10 施設説明会・質問の受付

(1) 施設説明会

申請を予定している事業者は、出席をお願いします。

日 時 令和7年8月27日（水）午後2時から

場 所 志布志市役所 松山支所 多目的集会施設 2階大会議室

参加人数 1団体につき2人まで

申込方法 別紙参加申込書を令和7年8月20日（水）午前中までに、FAX又は電子メールで松山支所 産業建設課 産業建設グループに提出してください。

(2) 質問の受付

受付期間 令和7年8月28日（木）から同年9月5日（金）まで

提出方法 別紙質問書をFAX又は電子メールで松山支所 産業建設課 産業建設グループに提出してください。口頭、電話及び施設説明会以前の質問には応じることはできません。

回答方法 市ホームページに随時掲載予定です。

11 申請方法

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

なお、提出書類エ～ケのうち、該当がない書類がある場合は、申立書にその書類名と該当がない理由を記入して提出してください。

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支計画書（様式第3号）

収支計画書は、指定期間の年度ごとに作成してください。ただし、年度ごとの収支の見込みが同じである場合は、その旨を記載し、1枚のみの提出とすることができます。

エ 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、規約その他これに類するもの）

オ 印鑑登録証明書

カ 営業に係る許可等を受けていることを証する書類

キ 直近含む3事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類

ク 直近含む3事業年度の事業報告書又はその他団体の業務の内容を明らかにする書類

ケ 納税証明書

（ア） 法人税、消費税及び地方消費税及び地方税について滞納がないことの証明書

（イ） 志布志市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の地方税）について滞納がないことの証明書

コ 誓約書

- (2) 提出部数
正本 1 部及び副本 10 部（副本は、複写可）
- (3) 提出方法及び提出場所
松山支所 産業建設課に持参してください。持参できない場合は、松山支所 産業建設課 産業建設グループに御相談ください。
- (4) 申請受付期間
令和 7 年 9 月 8 日（月）から令和 7 年 9 月 24 日（水）まで
（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
- (5) 留意事項
 - ア 提出書類は、やむを得ない場合を除き、日本工業規格 A 列 4 版で提出してください。
 - イ 申請事業者につき 1 申請とします。
 - ウ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
 - エ 提出された書類は、返却しません。
 - オ 申請に要する経費等は、全て申請事業者の負担とします。
 - カ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

12 指定管理者（候補者）の選定

- (1) 選定・審査の基準
 - ア 事業計画書による施設の運営が住民の平等利用を確保するものであること。
 - イ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮されるものであること。
 - ウ 事業計画書の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - エ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (2) 選定方法
指定管理者選定委員会で、事業計画書等を選定・審査の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める申請事業者を選定し市長が指定管理者候補者として決定します。
なお、指定管理者選定委員会では、面接審査を行う予定です。面接審査を行う場合は、申請事業者の日時等を別途連絡します。
- (3) 選定結果
選定結果については、全ての申請事業者に通知するとともに市ホームページで公表する予定です。指定管理者候補者は、志布志市議会の議決を経た後、指定管理者としての指定を行います。
なお、選定結果の公表の際は、指定管理者候補者以外の申請事業者名は公表しません。

13 協定の締結

指定の後、市と指定管理者は、業務の実施等に関し細目的事項等について定めるため、本施設の管理に関する協定を締結します。

協定は、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」及び当該事業年度における事項について定めた「年度協定」を締結します。

(1) 基本協定の主な内容

- ア 事業計画書に記載された事項
- イ 指定の期間に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 事業報告書に関する事項
- オ 市が支払う管理の業務に係る費用に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事項
- キ 管理の業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- ク 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ケ その他

(2) 年度協定の主な内容

- ア 当該年度の業務内容に関する事
- イ 当該年度に市が支払う指定管理料に関する事項
- ウ その他

14 留意事項

- (1) 指定管理者の候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理者候補者が応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認めるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認めるときは、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が応募資格に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。
- (3) 指定管理者の指定の期間内において、指定管理者の都合により指定管理業務を継続できない場合は、市は、指定管理者に対し、違約金を請求することができるものとします。

15 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支計画書（様式第3号）
- (4) 申立書
- (5) 質問書
- (6) 説明会参加申込書
- (7) やっちくふるさと村指定管理者業務仕様書
- (8) 利用状況集計表（H27～R6）
- (9) 誓約書

問合せ・各書類提出先

志布志市役所 松山支所 産業建設課 産業建設グループ

〒899-7692 鹿児島県志布志市松山町新橋 268 番地

T E L 099-487-2111 内線 252

F A X 099-487-2593

メールアドレス sangyoukensetsu3@city.shibushi.lg.jp

ホームページ <https://www.city.shibushi.lg.jp>